

## 社会福祉法人ちどりの国

法人役員等報酬・出張及びその他の旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ちどりの国の役員等の報酬（日当）、出張、その他の旅費に関する事項を定める。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事及び監事及び評議員をいう。

(理事の報酬)

第3条 理事長及び理事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬（当）及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事長が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は理事会出席に準じ、別表（1）により報酬（日当）及び実費弁償費を支払うことができる。

3 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、実費弁償費（交通費 5,000 円）を支払うことができる。

(監事の報酬)

第4条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表（1）により報酬（日当）及び実費弁償費を支払うことができる。但し、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会に係る報酬（日当）及び実費弁償費を支払わないものとする。

2 監事が法人及び施設の監査業務に当たった場合は、実費弁償費（交通費 5,000 円）を支払うことができる。

(評議員の報酬)

第5条 評議員が評議員会に出席したときは、別表（1）により報酬（日当）及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表（2）により報酬及び旅費等を支給することができる。出張旅費とは、役員が研修会、講習会、その他の公務により出張を命ぜられた場合の交通費、宿泊費、報酬（日当）をいう。

(交通費)

第7条 利用交通機関は、鉄道、船舶、路線バスとするが、経路や社会通念上の利便性を考慮し、理事長の承認により新幹線または航空機を利用することができる。

(1) 役員は、業務の都合上、所定の等級より上級の等級を利用した場合、理事長の認めた者のみ、実費を支給する。

(2) 役員がタクシーを利用した場合、理事長が認めた者のみ実費支給する。

(宿泊費)

第8条 宿泊費は、役員が公務で出張中に宿泊した者に対し、別表2に掲げる宿泊費を宿泊数に応じて支給する。

(報酬の計算)

第9条 報酬(日当)は、別表(1)(2)に掲げる1日分を、執務日数に応じて支給する。

(適用除外)

第10条 施設の職員を兼務する役員は、この規定を適用しない。

(出張中の事故)

第11条 役員の出張中の負傷、疾病、天災、その他の事故については、法人はその責を一切負わないものとする。

(附則)

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

この規程は、平成30年3月15日より適用する。

別表（１）

名称	報酬（日当）	実費弁償等
理事会・評議員会 出席報酬等	10,000 円	5,000 円

別表（２）

区分	車 (バス)	鉄道		船舶 航空機	宿泊費	報酬 (日当)
		新幹線	その他			
理事・監事・評議員	実費	実費	実費	実費	実費	10,000 円